

お試し1回のつもりが定期購入に… 契約内容を確認しましょう！

健康食品や化粧品などの定期購入で、解約や返品ができないトラブルが起きています。数か月間の定期購入を条件として、1回目を低価格で購入することができる契約が増えており、注意が必要です。2回目以降が定価に近い価格での販売となるために、条件とされた定期購入分の支払総額が高額になるケースもあります。



置賜管内でも以下のような相談が寄せられています。

事例1 初回お試し価格のサプリメントをネットで注文した。すぐに商品発送のメールが届き、そのメールで6回の定期購入後でなければ解約できないことがわかった。販売会社に何度も電話をしたがつながらない。メールも送ったが返信が来ない。

事例2 ネット通販で初回格安のシャンプーを注文した。使用してみたが、頭皮に合わない感じがしたので、次回の発送を停止して解約したいと思った。初回分を受取後、4日以内に電話でのみ解約を受け付けると規約に記載があったので、連日電話をかけているがつながらない。

ひとことアドバイス

割引価格の「初回」「モニター」「お試し」は、契約条件に注意！

- ・定期購入が契約条件となっていないか？
 - ・定期購入が契約条件である場合、その期間は？支払い予定総額はいくら？
- など、契約条件に特に注意して、通信販売の広告表示を確認しましょう。

解約や返品のルール確認は「注文前」に

- ・返品できるかどうか？
- ・返品可能な場合には返品期間、送料負担はどちらになるのか？

など「返品特約」の確認は、購入申し込みの「前」にしておきましょう。

「最終確認画面」を活用しましょう

インターネットの通信販売では、「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています。

不明点はないか、自分の意図と相違する点はないか、必ず確認しましょう。



生活安全情報

長井警察署生活安全課から

突撃型の詐欺に注意してください！

隣県で、「二セの警察手帳を持った犯人が突然被害者宅を訪問する」新たな手口の詐欺被害が発生しました。

これまでの特殊詐欺のように、アポ電直後に犯人が被害者宅を訪問するのではなく、電話なしに突然、犯人が訪問してきます。

本県での発生も予想されますので、在宅時も必ず施錠し、来訪者にはインターフォンやドア越しで対応してください。

また、資産状況や個人情報を確認する電話があっても絶対に教えないでください。

警察の者
やけど…



～10月は食品ロス削減月間です～

「食品ロス」とは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスは国内で年間612万トン発生しており、これはみんなが毎日、茶碗1杯分のご飯を捨てている量に相当します。

「おいしく楽しく食べきろう!!」を合言葉に**食べ残しゼロ**を目指しましょう。



※山形県ホームページでは「家庭での取り組み」を紹介しています。
右側のQRコードを読み込んでいただくか、「山形県 食品ロス削減」で検索していただき、ぜひご覧ください。



10月・11月の消費生活法律相談

10月 8日(木) 13:30～15:30

11月12日(木) 13:30～15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁 1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072